

# D滑走路周辺海域の航行制限について(再周知) H23.10

東京国際空港D滑走路の供用に伴い、船舶の航行が一部の海域で制限されていますので、ご協力をお願いします。

### 制限区域の設定について

空港棧橋部への衝突や航空機等への不法妨害行為を防ぐため、D滑走路島周辺に設置された黄色標識(29基)よりも空港側の海域(制限区域)は、空港長の承認を受けた船舶を除き、立ち入ることができません。

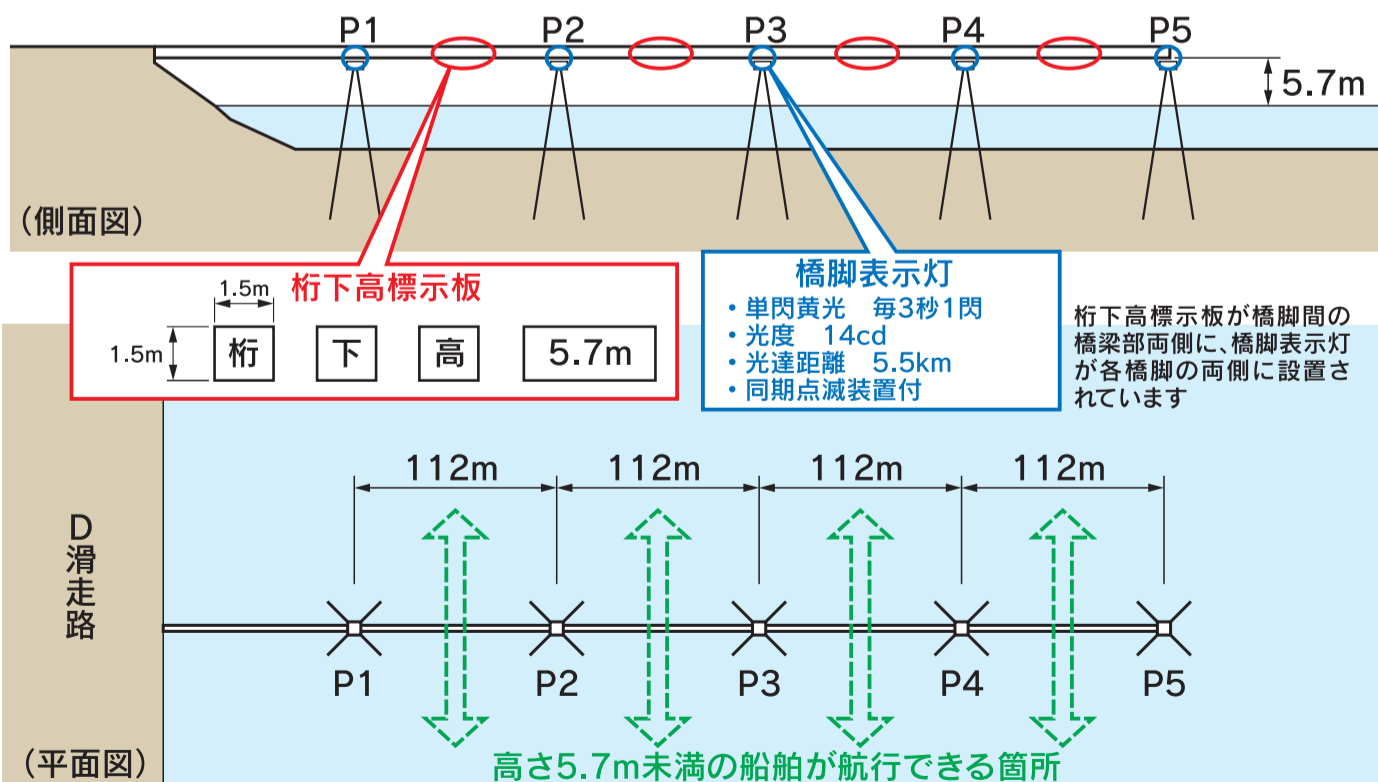
● 灯標		● 灯浮標	
灯質	3秒1閃光	灯質	3秒1閃光
灯火	黄色	灯火	黄色
実効光度	130cd	実効光度	130cd
光達距離	5.5海里	光達距離	5.5海里
灯高	約7m	灯高	約3m
標灯塗色	黄色	標体塗色	黄色
頭標	×型	頭標	×型
同期点滅方式	同期点滅方式	同期点滅方式	同期点滅方式

制限区域  
● 灯標(26基)  
● 灯浮標(3基)

警備艇を配備し、制限区域の監視や周辺海域での注意喚起を行います。

## 進入灯橋梁下の高さ制限について

D滑走路進入灯橋梁の桁下高は、5.7mです。  
水面上の高さが5.7m以上の船舶および漁船やプレジャーボート等小型艇以外の船舶(平水タンカー、台船等)は、D滑走路進入灯橋梁下を航行せず、東京国際空港D滑走路東方灯標の北東側を航行してください。



### お問い合わせ先

国土交通省 東京航空局

○D滑走路周辺海域の航行制限について (総務部 航空保安対策課)

○進入灯橋梁下の高さ制限について

(空港部 管理課 保安部 技術保安企画調整課)

電話:03-5275-9292

http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/